

利用料を
補助します！

令和7年度 墨田区ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)

日常生活上の突発的な事情やリフレッシュ等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を補助します。

詳しくはホームページを
ご覧ください。

墨田区
ホームページ →



1. 制度概要

対象者	墨田区の住民基本台帳に記録されている保護者
対象児童	0歳から満9歳になる年度の末日までの児童（小学校3年生までの児童） （保育園等に在籍していても利用可能）
補助対象利用期間	令和7年7月1日（火）～令和8年3月31日（火）
補助上限時間 （年度当たり）	児童1人につき年度当たり <u>144時間</u> まで （多胎児（双子など）の場合は 児童1人につき年度当たり <u>288時間</u> まで）
補助上限額 （1時間当たり）	*日中利用 <u>7時～22時</u> 1時間 <u>2,500円</u> 上限 *夜間利用 <u>22時～翌7時</u> 1時間 <u>3,500円</u> 上限
対象経費	ベビーシッター利用料（純然たる保育サービス提供対価※） ※入会金、交通費、家事援助、キャンセル料、保険料、おむつ代等の費用は 補助対象外となります。 ※割引券やクーポン等で減額された額は、含みません。
対象となる事業者	東京都が定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者
保育の基準	児童1人に対し、ベビーシッター1人による保育であること

24時間、土日祝日問わず
年末年始も利用可！



2. ご利用の流れ

①事業者と契約（利用者⇄事業者）

東京都の「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧」から事業者を選定し直接契約を結びます。



②ベビーシッターの利用・支払い（利用者⇄事業者）

ベビーシッターを利用し、料金を支払います。



③補助金の申請（利用者⇒区）

申請書に必要な書類を添えて、申請締切日（必着）までに郵送または電子申請フォーム（LoGo フォーム）により申請してください。
必要書類の詳細はホームページをご覧ください。

墨田区電子申請サービス（LoGo フォーム）

電子申請はこちらから▶▶▶
※フォームは7月中に公開予定です。



④交付決定（区⇒利用者）

申請書類の審査後、「交付決定通知書」を送付し、指定された口座へ補助金交付決定額を振り込みます。

3. 申請スケジュール

申請締切日は毎月15日（土日祝休日の場合は翌営業日）

補助金の交付予定時期は、各申請締切日の約1か月半～2か月後です。

申請締切日（必着）
令和7年8月15日（金）
令和7年9月16日（火）
⋮
令和8年4月15日（水）※最終申請締切



4. その他留意事項

- ①本事業をご利用になる前に、こども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」（こども家庭庁ホームページ）をご確認ください。
- ②区は直接利用に関与しないため、ベビーシッターの利用を保証するものではありません。

こども家庭庁
ホームページ



《コールセンター・申請書類提出先》

株式会社パソナライフケア墨田区ベビーシッター担当宛て（墨田区委託事業者）

〒107-0062 東京都港区南青山3-1-30 電話番号：0120-212-115

受付時間：平日9時から17時まで（土日祝休日、12月29日から1月3日は除く）